

【表紙】

- 【提出書類】 臨時報告書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成25年11月29日
- 【会社名】 ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニー
(JPMorgan Chase & Co.)
- 【代表者の役職氏名】 秘書役
(Corporate Secretary)
アンソニー・J・ホラン
(Anthony J. Horan)
- 【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 10017 ニューヨーク州 ニューヨーク市
パーク・アベニュー270
(270 Park Avenue, New York, New York 10017, U.S.A.)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 森 下 国 彦
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 (03)6888 - 1000
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 永沼 光
弁護士 早瀬 孝広
弁護士 辻本 晴子
弁護士 相弘 真人
- 【連絡場所】 東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所
- 【電話番号】 (03)6888 - 1000
- 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書において、文脈上別段の解釈がなされる場合を除き、「当社」とはジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーを指す。
- (注2) 本書に掲記されている円金額は、2013年11月5日現在の東京外国為替市場における対顧客電信直物売買相場仲値、1米ドル=98.57円の為替レートで換算された金額である。日本円に換算された金額は、十億円未満を四捨五入して表示している。なお、円表示額は単に便宜上の表示のためのものであり、米ドル額が上記のレートで円と交換可能であり、又は交換可能であったことを意味するものではない。

1 【提出理由】

ジェー・ピー・モルガン・チェース・アンド・カンパニーは、当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づき、以下のとおり本臨時報告書を提出いたします。

2 【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

平成25年11月1日

(2) 当該事象の内容

平成25年11月19日、当社は、金融不正対策タスクフォースのアメリカ合衆国大統領直属住宅ローン担保証券（RMBS）作業部会との間で130億ドル（1兆2,810億円）の原則的な和解（「当該和解」）に達した。当該和解により、当社、ベアー・スターンズ及びワシントン・ミュチュアルによるRMBS関係の活動に関連する米国司法省その他の規制当局からの既存の又は潜在的な民事上の損害賠償請求は解決される。

当該和解に基づき、当社は、総額90億ドル（8,870億円）の現金支払を行うとともに、40億ドル（3,940億円）の債務者救済を実行する。現金支払額の内訳は、20億ドル（1,970億円）の民事上の制裁金及び70億ドル（6,900億円）の補償金である。債務者救済は、元本の削減、債権放棄その他様々な救済策に起因する直接的な便益供与の形で実施される。当社は、2017年末までに当該和解において約定した債務者救済の実施を完了することを確約している。

当該和解によって、当社、ベアー・スターンズ及びワシントン・ミュチュアルのRMBS関係の活動に関連して、米国司法省並びにカリフォルニア州、デラウェア州、イリノイ州、マサチューセッツ州及びニューヨーク州の各州司法長官との間のものを含む係属中の全ての民事執行に関する調査が終結する。

当該和解によって、当社、ベアー・スターンズ及びワシントン・ミュチュアルによる住宅ローン担保の証券化に関して米国連邦預金保険公社、米国連邦住宅金融庁及び全米クレジット・ユニオン管理庁が提起した全ての民事訴訟も終結することとなる。

当該和解及び当社が発表したその他の和解案の結果、当社が被告側となっているRMBSに関連する民事訴訟における請求の大部分、及び米国連邦政府が保証かつ支配する団体が提起した請求のほぼ全てが解決された。

当社は、現在継続中の米国司法省による刑事捜査に引続き協力している。

当社は、当該和解を履行するにあたり十分な準備金を確保している。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当社は、当社が平成25年11月1日に米国証券取引委員会に提出した同年9月30日に終了した四半期に係る当社の10-Q様式による報告書上、同日に終了した四半期において訴訟及び規制上の手続のための準備金を含む93億ドル(9,170億円)の訴訟関連費用を計上した旨を報告した。当該準備金は、特に当該和解に関連する潜在的な費用への充当を目的としていた。

当社は、当該和解を履行するために十分な準備金を確保しているため、当該和解から生じる当社の損益に対するさらなる影響はなかった。

以 上